

# 業務委託仕様書

適用業務

業務名：令和8～10年度マンホールポンプ場等維持管理業務その1  
(安曇野市)

履行場所：安曇野市豊科、三郷、堀金及び明科地域

公益財団法人長野県下水道公社

## 第1章 総則

### 1 目的

マンホールポンプ場、集落ポンプ場及び宅内ポンプ場（以下「マンホールポンプ場等」という。）施設の機能を適正に保全し、かつ異常の兆候をいち早く察知し、事故・故障の発生を未然に防止するため及び異常通報時に迅速かつ的確に対処するため、維持管理業務委託に係わる仕様を定めるものとする。

### 2 業務の対象

業務の対象箇所は、次のとおりとする。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| (1) マンホールポンプ場 | 所在地、名称は別表1(1)のとおり。 |
| (2) 集落ポンプ場    | 所在地、名称は別表1(2)のとおり。 |
| (3) 宅内ポンプ場    | 所在地、名称は別表1(3)のとおり。 |

### 3 法令等の遵守

- (1) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令上のすべての責任を負うものとする。
- (2) 使用人に対する諸法令の運用は、受託者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受託者の責任において行うこと。

### 4 関係官公署への手続き等

- (1) 受託者は、業務を実施するため関係官公署等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係官公署等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

### 5 打合せ等

マンホールポンプ場等の運転を正常に維持するため、業務実施代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方法等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が協議記録に記録し、相互に確認するものとする。

### 6 工程管理

- (1) 受託者は、業務実施計画書の業務工程に従い、工程管理を適正に行うものとする。
- (2) 予定の作業工程と実績とに差が生じた場合は、必要な措置を講じて業務の円滑な進行を図ること。
- (3) 業務実施の都合上、祝日又は休日等に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

## 7 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後及び毎月指定する期日までに下表の書類を提出すること。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、直ちに変更届を提出すること。
- (3) 報告書として提出する写真には、番号、名称等を表示し、これらの位置を図面に示すこと。
- (4) 業務の成果品等については、公社及び市の承諾なく公表してはならない。

提出書類名	提出期限
ア 契約時提出書類	
・着手届	着手日から 7 日以内
・業務実施代理人届及び経歴書	着手 7 日前まで
・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者届	
・緊急時連絡表	
・一部再委託承諾願(再委託する場合のみ)	
・業務工程表	
・業務実施計画書	
イ 月間業務計画 (様式 1)	前月の 25 日までに報告
ウ 月間報告書	翌月の 5 日までに報告
・月例維持管理報告書 (様式 2)	※提出方法は電子データ及び紙とする。
・業務月報 (様式 3)	
・維持管理業務一覧表 (様式 4)	
・テレモット月報 CSV データ (様式 5)	
・運転状況一覧表 [電流値] (様式 6) [絶縁抵抗値] (様式 7)	※「事故・故障報告書 (様式 -13)」は、発生後速やかに提出すること(速報は隨時、詳報は対応・処理後。ただし定例的な異常は除く。) 正本(写)は月間報告書に添付すること。
・点検記録表 [日常] (様式 8) [定期] (様式 9)	
・点検写真(日常、定期)、高圧洗浄時写真	※「協議書」は別途必要な都度提出すること。 正本(写)は月間報告書に添付すること。
・マンホールポンプ場等点検作業確認リスト (様式 10)	
・異常箇所報告書 (様式 11) 異常箇所写真	
・緊急対応報告書 (様式 12) 緊急対応写真	
・事故・故障報告書(写) (様式 13)	
・発電機使用簿 (様式 14)	
・道路使用許可書の写し	
・協議記録(写) (様式 15)	
エ 年間維持管理報告書 (各機場の維持管理状況及び広域監視装置帳票年報等)	年間業務完了後 7 日以内 ※提出方法は電子データ及び紙とする。
オ その他監督員が指示するもの	必要な都度

## 第2章 業務内容

### 1 一般事項

- (1) 受託者は、契約当初に「業務実施計画書」に業務箇所、パトロール実施の頻度、作業順序等を定め、予め監督員等に承認を受けるものとし、業務にあたっては毎月指定した期日までに「月間業務計画表」を提出し、監督員等に協議の上で業務に着手すること。
- (2) 業務にあたっては、下水道工作物等に損傷を与えないよう十分留意すること。また、様式10により点検作業時の確認を行うこと。
- (3) 受託者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合、あるいは監督員が事故防止上危険と判断した場合等には、業務の一時中止を命ずることがある。
- (4) 業務にあたり、道路等を汚したときは、作業終了の都度洗浄清掃すること。
- (5) 業務終了後は速やかに使用機器、仮設物等を搬出し業務場所の清掃に努めること。

### 2 保守・点検の種類

#### (1) 日常点検（目視点検、清掃）

設備の状態を確認し、異常を早期発見することを目的とし、別表2「維持管理の点検項目一覧表」に示す項目について日常点検を実施するものとする。点検頻度及び点検時期については、別表3「維持管理業務一覧表」に示すとおりとする。

##### ①ポンプ運転状況の確認

手動運転を行い、電圧、電流値及び振動運転音から運転（揚水）状況を確認する。

##### ②ポンプ設備の目視確認

マンホール内及び制御盤の状態を目視にて点検する。

##### ③保護装置の動作確認

漏電遮断器等の保護装置の正常な動作を確認する。

##### ④自動通報装置の動作確認

自動通報装置の正常な動作を確認する。

##### ⑤絶縁抵抗値の測定

ポンプの絶縁抵抗値を測定する。

##### ⑥水位計、バックアップフロートスイッチの確認

水位計の設置状態、運転水位の確認を行う。また、バックアップ用フロートスイッチの強制動作確認を行い、ポンプの始動・停止及び異常通報が正常に機能するか確認する。

##### ⑦ポンプ槽内のスカム、篩渣、汚れの確認

油脂などの混入によりポンプ槽内の汚れがひどいときは、簡易の清掃を行う。

篩渣等異物の浮遊、堆積が確認された場合は、除去作業を行う。

##### ⑧簡易な修理造作

点検により発見した事故の原因若しくは故障の不良箇所等について、簡易な修理造作又は応急措置を講ずる。

なお、簡易な修理造作に使用する材料のうち、別表4「直接経費に含まれる什器・備品及び消耗品等」の交換に伴う費用は受託者が負担する。

##### ⑨点検・清掃の記録

業務実施計画書（様式1）、点検記録（様式8）、業務完了報告書等作成の事務を行う。

## (2) 定期点検（ポンプ引き上げ及びオイル交換）

ポンプの引き上げ等を行い設備の状態を確認し、機器の性能を維持すると共に管渠ストックマネジメントに係るポンプの健全度を判定することを目的として、別表3「維持管理業務一覧表」に示すポンプについて実施するものとする。

定期点検は日常点検の内容に加え、ポンプ、制御盤の詳細点検を行うものであるため、引き上げたポンプ本体の点検や制御盤の絶縁抵抗測定等実施するため専門的な機器の知識が必要となる。

### ①日常点検と同等の項目・内容

#### ②ポンプ本体の点検

- ・ ポンプ脱着部及び脱着操作がスムーズにできることを確認する。
- ・ ポンプを引き上げて閉塞状況や羽根車の摩耗・損傷の有無を確認する。  
(スクリュー型ポンプについては、羽根車と底板のクリアランスの測定を行う。)
- ・ オイル交換 … オイルプラグを外し、潤滑油への汚水の混入状況等を確認する。  
潤滑油はガスケットとともに全量交換する。排出オイル、注入オイルの量、色等を確認・記録し、その性状について写真記録する。
- ・ 浸水検知室が装備されているポンプについては、プラグを外し、廃液の確認（性状、量等）を行い、その性状について写真記録する。

#### ③水位計の点検及動作確認

水位計の変換器の点検、センサーの引上げ点検（ベロフラムの変形、ゼロ点出力の確認、調整等）を行う。ベロフラムの状態については、写真記録する。

#### ④制御盤の絶縁抵抗値の測定

ポンプ制御盤内の主回路・制御回路の絶縁抵抗値を測定する。

#### ⑤点検・測定の記録

点検記録（様式9）作成、オイル交換等の写真整理等の事務を行う。

## 3 その他の業務（高圧洗浄、除塵、除砂、スカム除去業務）

### ①堆積物の除去

- ・ 高圧洗浄機（車）又は洗浄用高圧ポンプを使用し、ポンプ本体及び槽内壁等の洗浄を行い、設置されているポンプを運転し、排出する。洗浄頻度及び洗浄時期については、別表3「維持管理業務一覧表」に示すとおりとする。
- ・ バキューム車での堆積物等の吸引が必要な際は、産業廃棄物として別途処分する。

### ②点検・清掃の記録

点検記録（様式9）への記載、高圧洗浄実施状況の写真整理等の事務を行う。

## 4 緊急通報時対応

### ① 緊急時の対応方法は別記1による。

### ② 安曇野市広域監視装置に対応した通報端末（携帯電話）を常時携帯し、通報があった場合速やかに対応する。対応内容については、様式12「緊急対応報告書」及び様式13「事故・故障報告書」により監督員に報告する。

### ③ ポンプの故障（過負荷、高水位等）及び工事停電に伴うポンプ運転等の応急的な管理作業は本業務に含む。

### ④ 停電時の発電機対応は、別記2「安曇野市マンホールポンプ場等における停電時の発電機対応要領」に基づき実施する。

### ⑤ 停電又は故障等によりポンプ場等が稼働しなくなり、汚水の流出又はその恐れがあり吸引車による作業等必要な場合、委託者、受託者協力し関係機関等の調整及び対応に努める。

## 第3章 安全管理

### 1 一般事項

- (1) 受託者は、労働安全衛生法、酸素欠乏等防止規則等の定めるところに従い、労働災害等の未然防止に努め、必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 本業務には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。また、有毒ガス等の有無を事前に確認し事故防止に努めること。なお、有毒ガス等の確認結果を報告書に記載すること。
- (3) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、直ちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (4) 事故防止を図るため、安全管理については、「業務実施計画書」に明示し、受託者の責任において実施すること。

### 2 保安設備の設置及び現場管理

- (1) 業務中は、現場環境に対応した十分な保安設備を施すこと。
- (2) 業務中の交通安全確保のため、作業区域内のマンホールはフェンス等で囲い、保安要員を配置すること。
- (3) 現場内の整理整頓、その他現場管理には細心の注意を払うこと。

### 3 作業員の安全管理

- (1) 受託者は、この業務にあたっては常に細心の注意を払い、滞留する有毒ガス、酸素欠乏等に対しては、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止及び作業員の安全を図ること。
- (2) この作業にあたって、下水道工作物又はガス等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (3) 万一事故が発生したとき、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員等及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置をとること。

## 第4章 その他

### 1 雜 則

契約書、仕様書及び設計図書等に、特に明示していない事項で、作業の実施上当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

# 業務の対象箇所 施設一覧表

**別表1(1) マンホールポンプ場**

機場No.	名 称	所 在	種別	地区	警報装置	備 考
1	重柳北1号	安曇野市豊科南穂高6333-3	公共	豊科	㈱クボタ製 MU-1000	
2	重柳北2号	安曇野市豊科南穂高6701-1	公共	豊科	〃	
3	重柳北3号	安曇野市豊科南穂高5874-1	公共	豊科	〃	
4	重柳北4号	安曇野市豊科南穂高5005-82	公共	豊科	〃	
5	重柳北5号	安曇野市豊科南穂高6773-1	公共	豊科	〃	
6	重柳北6号	安曇野市豊科南穂高6744-2	公共	豊科	〃	
7	重柳東1号	安曇野市豊科南穂高6159-3	公共	豊科	〃	
8	重柳東2号	安曇野市豊科南穂高5567-3	公共	豊科	〃	
9	重柳東3号	安曇野市豊科南穂高5434-1	公共	豊科	〃	
10	細萱1号	安曇野市豊科5478-6	公共	豊科	〃	
11	細萱2号	安曇野市豊科南穂高4475-1	公共	豊科	〃	
12	踏入1号	安曇野市豊科南穂高2235-1	公共	豊科	〃	
13	新田1号	安曇野市豊科5184-3	公共	豊科	〃	名版なし
14	新田2号	安曇野市豊科5275-16	公共	豊科	〃	
15	吉野1号	安曇野市豊科2444-4	公共	豊科	〃	
16	吉野2号	安曇野市豊科2459-1	公共	豊科	〃	
17	吉野3号	安曇野市豊科4135-1	公共	豊科	〃	
18	下鳥羽1号	安曇野市豊科1209-1	公共	豊科	〃	
19	新切1号	安曇野市豊科1127-3	公共	豊科	〃	(下鳥羽)
20	南原1号	安曇野市豊科田沢5391-2	公共	豊科	〃	
21	田沢1号	安曇野市豊科田沢6028	公共	豊科	〃	
22	中村1号	安曇野市豊科田沢5067-1	公共	豊科	〃	
23	田沢幅下1号	安曇野市豊科田沢5671-1	公共	豊科	〃	
24	田沢北2号	安曇野市豊科田沢4793-3	公共	豊科	〃	
25	光1号	安曇野市豊科光1077-1	公共	豊科	〃	
26	光2号	安曇野市豊科光1515-1	公共	豊科	〃	
27	光3号	安曇野市豊科光1476	公共	豊科	〃	
28	光4号	安曇野市豊科光1027-1	公共	豊科	〃	
29	光5号	安曇野市豊科光1348-1	公共	豊科	〃	
74	七日市場	安曇野市三郷明盛615-2	公共	三郷	〃	
75	一日市場第1	安曇野市三郷明盛1306-4	公共	三郷	〃	特殊力ギ
76	一日市場第2	安曇野市三郷明盛1349	公共	三郷	〃	
77	東中萱	安曇野市三郷明盛2393-2	公共	三郷	〃	
78	中萱第1	安曇野市三郷明盛2866-1	公共	三郷	〃	
79	中萱第2	安曇野市三郷明盛2669-2	公共	三郷	〃	
80	中萱第3	安曇野市三郷明盛2636-8	公共	三郷	〃	
81	西中萱	安曇野市三郷明盛3519-1	公共	三郷	〃	
82	加助東	安曇野市三郷明盛3077-4	公共	三郷	〃	
83	北屋敷	安曇野市三郷温6106-1	公共	三郷	〃	
84	室町	安曇野市三郷小倉6687-7	公共	三郷	〃	特殊力ギ
85	東小倉	安曇野市三郷小倉6714-1	公共	三郷	〃	(追分)特殊力ギ
86	原村	安曇野市三郷温5874-4	公共	三郷	〃	(703-4)特殊力ギ
87	室町北	安曇野市三郷小倉4517	公共	三郷	〃	
88	下村	安曇野市堀金烏川4592-1	公共	堀金	〃	(第1)
89	北村	安曇野市堀金烏川5087-1	公共	堀金	〃	(下堀)
90	三叉	安曇野市堀金烏川1776-1	公共	堀金	〃	(倉田)
92	押野第1	安曇野市明科七貴5933-141	農排	明科	〃	名版なし

## 業務の対象箇所 施設一覧表

93	押野第2	安曇野市明科七貴5693-4	農排	明科	㈱クボタ製 MU-1000	名版なし
94	押野第3	安曇野市明科七貴4788-8	農排	明科	〃	
95	押野第4	安曇野市明科七貴5700-9	農排	明科	〃	
96	生野第1	安曇野市明科東川手13872-2	農排	明科	〃	
97	川西第1	安曇野市明科七貴7302-4	農排	明科	〃	
98	中村第1	安曇野市明科南陸郷1932-3	農排	明科	〃	
99	明科幹線第1	安曇野市明科東川手219-14	公共	明科	〃	
100	明科幹線第2	安曇野市明科中川手3915-1	公共	明科	〃	南京錠あり
101	明科第1	安曇野市明科中川手2914-1	公共	明科	〃	
102	明科第2	安曇野市明科中川手4442-2	公共	明科	〃	
103	木戸第1	安曇野市明科東川手862-4	公共	明科	〃	
104	山中第1	安曇野市明科東川手13244-6	公共	明科	〃	(天白橋)
105	山中第2	安曇野市明科東川手1521-18	公共	明科	〃	(沢六橋)
106	塔の原第1	安曇野市明科中川手2852-1	公共	明科	〃	(塔の原)
107	塔の原幹線第1	安曇野市明科中川手2792	公共	明科	〃	
108	塔の原幹線第2	安曇野市明科中川手2773-21	公共	明科	〃	
109	塔の原幹線第3	安曇野市明科中川手1473-1	公共	明科	〃	
110	塔の原幹線第4	安曇野市明科中川手911	公共	明科	〃	
111	塔の原幹線第5	安曇野市明科中川手536-2	公共	明科	〃	
112	飯田1号	安曇野市豊科高家1046-4	公共	豊科	〃	
113	小倉メナー	安曇野市三郷小倉6079-1	公共	三郷	〃	
114	重柳北7号	安曇野市豊科南穂高6681-1	公共	豊科	〃	
115	重柳北8号	安曇野市豊科南穂高6594-1	公共	豊科	〃	
116	田沢北3号	安曇野市豊科田沢4726-4	公共	豊科	〃	
117	熊倉1号	安曇野市豊科高家2225-1	公共	豊科	〃	
118	熊倉2号	安曇野市豊科高家2358	公共	豊科	〃	
119	細萱西1号	安曇野市豊科南穂高3657-2	公共	豊科	〃	
122	成相1号	安曇野市豊科4055-41	公共	豊科	〃	
123	重柳北9号	安曇野市豊科南穂高5799-1	公共	豊科	〃	
124	重柳北10号	安曇野市豊科南穂高5360-18	公共	豊科	〃	
162	細萱3号	安曇野市豊科南穂高3439-1	公共	豊科	〃	

計 78箇所

### 別表1(2) 集落ポンプ場

機場No.	名 称	所 在	種別	地区	警報装置	備 考
201	重柳西1号	安曇野市豊科南穂高4998-8	公共	豊科	パトライ	
202	田沢北1号	安曇野市豊科田沢4578	公共	豊科	〃	
203	新屋1号	安曇野市豊科南穂高2935-1	公共	豊科	〃	

計 3箇所

## 業務の対象箇所 施設一覧表

別表1(3) 宅内ポンプ場

機場No.	名 称	所 在	種別	地区	警報装置	備 考
204	□□□	安曇野市豊科OOOO	公共	豊科	パトライ	
205	□□宅	安曇野市豊科光OOOO	公共	豊科	〃	
206	□□宅	安曇野市豊科田沢OOOO	公共	豊科	〃	
207	□□□宅	安曇野市豊科田沢OOOO	公共	豊科	〃	
236	□□宅	安曇野市堀金烏川OOOO	公共	堀金	〃	
237	□□□□宅	安曇野市豊科田沢OOOO	公共	豊科	〃	
249	□□宅	安曇野市明科中川手OOOO	公共	明科	〃	
250	□□□□宅	安曇野市豊科田沢OOOO	公共	豊科	〃	

計 8箇所

**別表2 維持管理の点検項目一覧表**

点検場所	点 検 項 目	日 常	定 期	備 考
測 定	電源電圧 (200V、100V、24V)	○	○	
	運転時間、運転回数	○	○	カウンター類がある箇所
	運転電流値	○	○	
	ポンプ絶縁抵抗値測定	○	○	1 MΩ以下で修理
	制御盤絶縁抵抗値測定		○	1 MΩ以下で修理
	ガス検知器による測定	○	○	
	ポンプ吐出量の測定		○	30cm低下時間
	羽根車クリアランス測定・調整		○	スクリュー型のみ
	水位計ゼロ点出力測定・調整		○	圧力式のみ
マンホール	異常流入等の確認	○	○	
	マンホール蓋の開閉状態	○	○	
	マンホール内の異物堆積状況	○	○	
	配管、ガイドパイプの外観状態	○	○	損傷、錆
	ケーブル類の外観状態	○	○	動力、制御、水位計
	流入バッフルの状態	○	○	損傷、錆
	マンホール接続部の状態	○	○	浸水、破損
ポンプ	ポンプ外観状態		○	損傷、錆、塗装剥離
	羽根車の状態		○	摩耗、絡みつき
	潤滑油の状態 (量、浸水、色など)		○	全量交換 Oリング交換
	浸水検知室の状態		○	内部点検
	運転時のポンプ、逆止弁の状態	○	○	揚水、逆流の確認
	ポンプ吊上チェーンの状態	○	○	損傷、錆
	着脱装置の状態	○	○	日常…漏れ等目視
水位計	水位計の設置状態及び動作	○	○	運転水位の確認
	投込み式水位計センサー部の状態		○	ペロフラムの変形
	気泡式水位計の気泡発生状態	○	○	ダイアフラムの異常
	バックアップ フロートスイッチの動作確認	○	○	強制作動
	水位計の設定水位		○	設定値記録
制御盤	制御盤の設置状態	○	○	
	制御盤の内部状態	○	○	埃、結露、発錆など
	各表示灯の点灯状態	○	○	球切れ時、交換
	遮断器、電磁開閉器の動作	○	○	劣化状況
	漏電遮断器の動作	○	○	
	保護リレーの動作	○	○	
	ファン、ヒーターの動作	○	○	本体、サーモスタット
	自動通報装置の動作	○	○	
	各種通報試験		○	
清掃	マンホール内の高圧洗浄		○	
	スカム、篩渣、堆積物等の除去	○	○	

別表3 維持管理業務一覧表

●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄

(注)点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月は案。

マンホールポンプ場等その1(豊科、三郷、堀金、明科地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径 (mm)	出力 (kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8	R9	R10		
1	重柳北1号ポンプ場	H13	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
2	重柳北2号ポンプ場	H13	65	2.2	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
3	重柳北3号ポンプ場	H15	50	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 1 6		
4	重柳北4号ポンプ場	H15	50	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	6 1 3		
5	重柳北5号ポンプ場	H16	80	5.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
6	重柳北6号ポンプ場	H18	50	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	6 1 3		
7	重柳東1号ポンプ場	H15	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 1 6		
8	重柳東2号ポンプ場	H16	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 1 6		
9	重柳東3号ポンプ場	H16	65	3.7	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 1 6		
10	細萱1号ポンプ場	R6	80	5.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 2 6		
11	細萱2号ポンプ場	H19	80	5.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
12	踏入1号ポンプ場	H18	65	3.7	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
13	新田1号ポンプ場	H11	50	0.4	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 1 6		
14	新田2号ポンプ場	R4	80	5.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
15	吉野1号ポンプ場	H15	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 1 6		
16	吉野2号ポンプ場	H15	80	3.7	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
17	吉野3号ポンプ場	H19	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 1 6		
18	下鳥羽1号ポンプ場	H14	80	2.2	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
19	新切1号ポンプ場	H17	50	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 1 6		
20	南原1号ポンプ場	H17	50	0.4	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 1 6		

点検、洗浄実施月が前後しても構いません。オイル交換箇所については、状況により変更となります。

別表3 維持管理業務一覧表

●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄

注)点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月は案。

マンホールポンプ場等その1(豊科、三郷、堀金、明科地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径 (mm)	出力 (kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8	R9	R10		
21	田沢1号ポンプ場	H15	80	2.2	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
22	中村1号ポンプ場	H18	50	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■		12 1 6		
23	田沢幅下1号ポンプ場	R5	80	5.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
24	田沢北2号ポンプ場	H18	65	1.5	● ▼				● ▼				● ▼				■			3 1 3	
25	光1号ポンプ場	H13	50	2.2	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■		12 1 6		
26	光2号ポンプ場	H16	50	2.2	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■		12 1 6		
27	光3号ポンプ場	H16	50	0.75	● ▼		● ▼		● ▼		● ▼		● ▼		● ▼		■			6 1 3	
28	光4号ポンプ場	H17	65	0.75	● ▼		● ▼		● ▼		● ▼		● ▼		● ▼		■			6 1 3	
29	光5号ポンプ場	H19	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■			12 1 6		
74	七日市場ポンプ場	H11	65	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■			12 1 6		
75	一日市場第1ポンプ場	H11	65	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■		12 2 6		
76	一日市場第2ポンプ場	H11	65	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■			12 1 6		
77	東中萱ポンプ場	H12	65	3.7	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
78	中萱第1ポンプ場	H12	100	3.7	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
79	中萱第2ポンプ場	R5	80	5.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■		12 2 6		
80	中萱第3ポンプ場	H12	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
81	西中萱ポンプ場	R4	80	3.7	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■	■	■	12 3 6		
82	加助東ポンプ場	H13	65	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■			12 1 6		
83	北屋敷ポンプ場	H14	65	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■			12 1 6		
84	室町ポンプ場	H14	100	11	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	■			12 1 6		

別表3 維持管理業務一覧表

●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄

注)点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月は案。

マンホールポンプ場等その1(豊科、三郷、堀金、明科地域)

機場No.	ポンプ場名	設置 年度	口径 (mm)	出力 (kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8	R9	R10			
85	東小倉ポンプ場	H15	50	0.4	● ▼	●				● ▼				● ▼				■			3 1 3	
86	原村ポンプ場	H16	65	0.75	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●		■			12 1 6	
87	室町北ポンプ場	H17	65	2.2	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
88	下村ポンプ場	H10	80	3.7	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
89	北村ポンプ場	H16	50	0.75	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼	■			12 1 6	
90	三叉ポンプ場	H17	50	0.75	● ▼	●			●	● ▼				● ▼				■			3 1 3	
92	押野第1ポンプ場	H8	65	2.2	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
93	押野第2ポンプ場	H8	50	0.75	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼	■	■	■	12 3 6	
94	押野第3ポンプ場	H10	65	0.75	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
95	押野第4ポンプ場	H20	50	0.75	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
96	生野第1ポンプ場	H8	65	1.5	● ▼	●		●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		6 1 3	
97	川西第1ポンプ場		50	0.75	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
98	中村第1ポンプ場	H13	65	0.75	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
99	明科幹線第1ポンプ場		65	1.5	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
100	明科幹線第2ポンプ場		65	1.5	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
101	明科第1ポンプ場	H12	65	1.5	● ▼		●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		6 1 6	
102	明科第2ポンプ場	H12	65	15	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
103	木戸第1ポンプ場	H13	65	1.5	● ▼		●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		6 1 6	
104	山中第1ポンプ場	H13	50	0.75	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	
105	山中第2ポンプ場	H13	50	0.75	● ▼	●	●	●	●	● ▼	●	●	●	● ▼	●	●	● ▼		■		12 1 6	

別表3 維持管理業務一覧表

●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄

(注)点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月は案。

マンホールポンプ場等その1(豊科、三郷、堀金、明科地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径 (mm)	出力 (kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8	R9	R10		
106	塔の原第1ポンプ場	H13	50	0.75	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		12 1 6		
107	塔の原幹線第1ポンプ場	H14	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		6 1 6		
108	塔の原幹線第2ポンプ場	H14	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		6 1 6		
109	塔の原幹線第3ポンプ場	H14	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		6 1 6		
110	塔の原幹線第4ポンプ場	H14	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		6 1 6		
111	塔の原幹線第5ポンプ場	H14	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		6 1 6		
112	飯田1号ポンプ場	H18	50	0.4	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■	■	■	12 3 6	
113	小倉メナーポンプ場	H15	65	3.7	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■	■	■	12 2 6	
114	重柳北7号ポンプ場	H19	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		12 1 6		
115	重柳北8号ポンプ場	H19	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		12 1 6		
116	田沢北3号ポンプ場	H19	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		3 1 3		
117	熊倉1号ポンプ場	H20	80	3.7	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		12 1 6		
118	熊倉2号ポンプ場	H20	50	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		6 1 3		
119	細萱西1号ポンプ場	H20	65	3.7	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		12 1 6		
122	成相1号ポンプ場	H20	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		12 1 6		
123	重柳北9号ポンプ場	H20	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		12 1 6		
124	重柳北10号ポンプ場	H20	65	1.5	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		3 1 3		
162	細萱3号ポンプ場	R4	50	0.4	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼		■		12 1 6		
MP 実施数 計	●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄				78	60	73	60	78	60	73	60	78	60	73	60	38	38	38	813 114 435	

別表3 維持管理業務一覧表

●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄

注)点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月は案。

マンホールポンプ場等その1(豊科、三郷、堀金、明科地域)

機場No.	ポンプ場名	設置 年度	口径 (mm)	出力 (kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8	R9	R10			
106	塔の原第1ポンプ場	H13	50	0.75	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	12 1 6		
107	塔の原幹線第1ポンプ場	H14	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	6 1 6		
108	塔の原幹線第2ポンプ場	H14	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	6 1 6		
109	塔の原幹線第3ポンプ場	H14	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	6 1 6		
110	塔の原幹線第4ポンプ場	H14	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	6 1 6		
111	塔の原幹線第5ポンプ場	H14	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			■	6 1 6		
112	飯田1号ポンプ場	H18	50	0.4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12 3 6	
113	小倉メナーポンプ場	H15	65	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	■	12 2 6	
114	重柳北7号ポンプ場	H19	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 1 6	
115	重柳北8号ポンプ場	H19	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 1 6	
116	田沢北3号ポンプ場	H19	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			3 1 3	
117	熊倉1号ポンプ場	H20	80	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 1 6	
118	熊倉2号ポンプ場	H20	50	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			6 1 3	
119	細萱西1号ポンプ場	H20	65	3.7	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 1 6	
122	成相1号ポンプ場	H20	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 1 6	
123	重柳北9号ポンプ場	H20	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 1 6	
124	重柳北10号ポンプ場	H20	65	1.5	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			3 1 3	
162	細萱3号ポンプ場	R4	50	0.4	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	■			12 1 6	
<b>MP 実施数 計</b>		●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄			78	60	73	60	78	60	73	60	78	60	73	60	38	38	38	813 114 435		

別表3 維持管理業務一覧表

●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄  
 (注)点検頻度は、ポンプの運転時間・回数を加味して決定している。点検実施月は案。

マンホールポンプ場等その1(豊科、三郷、堀金、明科地域)

機場No.	ポンプ場名	設置年度	口径 (mm)	出力 (kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄(各年度共通)												定期点検(オイル交換)詳細			設計数	備考
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	R8	R9	R10		
201	(集落) 重柳西1号ポンプ場	H12	50	0.4	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼				12 0 6		
202	(集落) 田沢北1号ポンプ場	H14	50	0.4	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼				12 0 6		
203	(集落) 新屋1号ポンプ場		50	0.4	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼	● ▼				12 0 6		
204	(宅内) □□□		50	0.4	● ▼				● ▼			● ▼							3 0 3		
205	(宅内) □□宅	H14	50	0.4	● ▼				● ▼			● ▼							3 0 3		
206	(宅内) □□宅	H15	50	0.4	● ▼				● ▼			● ▼							3 0 3		
207	(宅内) □□□宅	H19	50	0.4	● ▼				● ▼			● ▼							3 0 3		
236	(宅内) □□宅	H17	50	0.75	● ▼				● ▼			● ▼							3 0 3		
237	(宅内) □□□□宅	H20	50	0.4	● ▼				● ▼			● ▼							3 0 3		
249	(宅内) □□宅	H27	50	0.4	● ▼				● ▼			● ▼							3 0 3		
250	(宅内) □□□□宅	H28	50	0.4	● ▼				● ▼			● ▼							3 0 3		
集落・宅内 実施数 計	●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄				11 11	3 0	3 3	3 0	11 11	3 0	3 3	3 0	11 11	3 0	3 3	3 0	0 0	0 3	60 42		

別表4

直接経費に含まれる什器・備品及び消耗品等

什器・備品	消耗品
<ul style="list-style-type: none"><li>・連絡用自動車 ・自転車</li><li>・電話機 ・事務用机 ・事務用椅子類</li><li>・書庫類 ・黒板類 ・複写機 ・被服類</li><li>・下足箱 ・傘立 ・掃除用収納庫</li><li>・写真機 ・ロッカー類 ・茶器類</li><li>・寝具類 ・洗濯機 ・履物類</li><li>・点検整備及び小修理に用いる汎用工具類及び汎用測定器具類等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・整備用品(掃除用具、ウエス、洗浄油類)</li><li>・補修用材料(ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、表示灯用ランプなど 一般汎用品の範囲内とする。)</li><li>・衛生用品(石鹼、消毒液、救急用薬品)</li><li>・その他日用品、事務用品等</li></ul>

(様式1)

## 月間業務計画

マンホールポンプ場等 その〇

令和 年 月度

日付	曜日	業務内容	適用
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
合計			

特記事項

(様式2)

令和8~10年度 マンホールポンプ場等維持管理業務その〇(安曇野市)

令和 年 月度 月例維持管理報告書

1 業務内容

(1) 日常点検業務(目視点検、清掃)

[実施地域、実施箇所数等]

○○ 地域

●● 箇所

△△ 地域

▲▲ 箇所

□□ 地域

■■ 箇所

[点検項目]

- ① ポンプ運転状況の確認
- ② ポンプ設備の目視確認
- ③ 保護装置の動作確認
- ④ 自動通報装置の動作確認
- ⑤ 絶縁抵抗値の測定(ポンプ)
- ⑥ 水位計、バックアップフロートスイッチの確認
- ⑦ ポンプ槽内の汚れの確認(清掃実施時には、項目名に「及び清掃」を入れる。)
- ⑧ 簡易な修理造作(日常点検で実施した時のみ記載)

(2) 定期点検業務(ポンプ引上げ及びオイル交換)

[実施地域、実施箇所数等]

○○ 地域

●● 箇所

△△ 地域

▲▲ 箇所

□□ 地域

■■ 箇所

[点検項目]

- ① 日常点検と同等の項目・内容
- ② ポンプ本体の点検
- ③ 水位計の点検及び動作確認
- ④ 制御盤の絶縁抵抗値の測定(主回路・制御回路)

(3) その他の業務(高圧洗浄、除塵、除砂、スカム除去)

[実施地域、実施箇所数等]

○○ 地域

●● 箇所

△△ 地域

▲▲ 箇所

□□ 地域

■■ 箇所

(4) 緊急通報時対応

[実施件数等]

2 日常点検、定期点検、その他の業務結果報告

・当月発生した機場毎の特記事項を詳細に記載の上、点検種別を( )で記載

機場No.〇〇(ポンプ場名)

・内容(日常点検など)

機場No.〇〇(ポンプ場名)

・内容(臨時点検など)

(様式3)

## 業 務 月 報

マンホールポンプ場等 その〇

令和 年 月 度

日付	曜日	降水量 (mm)	業 務 内 容	適 用
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
合 計				

特記事項

(様式4)維持管理業務一覧表

令和 年 月度

●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄

黒塗りは実施、白抜きは計画

マンホールポンプ場等その〇

機場 No	ポンプ場名	設置 年度	口径 (mm)	出力 (kW)	日常点検、定期点検及び高圧洗浄												実施数	設計数	定期点検(オイル交換)詳細 ※実施したポンプに黒塗り、排水の色、浸水検知室排油量他記入						備 考		
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			R5	No.1	No.2	R6	No.1	No.2	R7	No.1	No.2
					●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○			7 1 3	12 1 4	■ 白濁 浸水検知室5ml	■ 良好					
○	Aポンプ場	HO	○ ○	○	● ▼	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	7 1 3	12 1 4	■ 白濁 浸水検知室5ml	■ 良好							
○	Bポンプ場	HO	○ ○	○	● ▼	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	7 1 3	12 1 4	O.H.	■ 黒濁 絶縁低下							
○	Cポンプ場	HO	○ ○	○													0 0 0	0 0 0									
○	Dポンプ場	HO	○ ○	○													0 0 0	0 0 0									
○	Eポンプ場	HO	○ ○	○													0 0 0	0 0 0									
○	Fポンプ場	HO	○ ○	○													0 0 0	0 0 0									
⋮	⋮																0 0 0	0 0 0									
⋮	⋮																0 0 0	0 0 0									
MP 実施数 計	●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄				2 0 2	2 0 0	2 0 0	2 1 2	2 0 0	2 1 0	2 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	14 2 6	0 0 0		2		0		0			
	(集落)Aポンプ場	HO	○ ○	○	● ▼		●		●		●	○	○	○			4 0 2	6 0 3									
	(集落)Bポンプ場	HO	○ ○	○	● ▼		●		●		●	○	○	○			4 0 2	6 0 3									
⋮	⋮																0 0 0	0 0 0									
⋮	⋮																0 0 0	0 0 0									
○	(宅内)□□宅	HO	○ ○	○	● ▼				●			○					2 0 2	3 0 3									
○	(宅内)□□□宅	HO	○ ○	○	● ▼				●			○					2 0 2	3 0 3									
⋮	⋮																0 0 0	0 0 0									
⋮	⋮																0 0 0	0 0 0									
集落・宅 内 実施数 計	●:日常点検(目視・清掃) ■:定期点検(オイル交換) ▼:高圧洗浄				4 0 4	0 0 0	2 0 0	0 0 0	4 0 4	0 0 0	2 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	12 0 8	0 0 0									

表記は、記入例

(様式5)

令和 年 月度

マンホールポンプ場等その〇

日付	機場No.〇		...																
	〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		〇〇		...		
	No.1ポンプ	No.2ポンプ																	
運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数	運転時間	運転回数
1 ( )																			
2 ( )																			
3 ( )																			
4 ( )																			
5 ( )																			
6 ( )																			
7 ( )																			
8 ( )																			
9 ( )																			
10 ( )																			
11 ( )																			
12 ( )																			
13 ( )																			
14 ( )																			
15 ( )																			
16 ( )																			
17 ( )																			
18 ( )																			
19 ( )																			
20 ( )																			
21 ( )																			
22 ( )																			
23 ( )																			
24 ( )																			
25 ( )																			
26 ( )																			
27 ( )																			
28 ( )																			
29 ( )																			
30 ( )																			
31 ( )																			
合計																			

故障	No.1ポンプ故障	0
	No.2ポンプ故障	0
	No.1ポンプ漏電	—
	No.2ポンプ漏電	—
異常高水位	0	
シーケンサ故障	—	
水位計故障	—	
停電	0	
S C 故障	—	

No.1ポンプ故障	0	
	No.2ポンプ故障	0
	No.1ポンプ漏電	—
	No.2ポンプ漏電	—
異常高水位	0	
シーケンサ故障	—	
水位計故障	—	
停電	0	
S C 故障	—	

No.1ポンプ故障	0	
	No.2ポンプ故障	0
	No.1ポンプ漏電	—
	No.2ポンプ漏電	—
異常高水位	0	
シーケンサ故障	—	
水位計故障	—	
停電	0	
S C 故障	—	

No.1ポンプ故障	0	
	No.2ポンプ故障	0
	No.1ポンプ漏電	—
	No.2ポンプ漏電	—
異常高水位	0	
シーケンサ故障	—	
水位計故障	—	
停電	0	
S C 故障	—	

No.1ポンプ故障	0	
	No.2ポンプ故障	0
	No.1ポンプ漏電	—
	No.2ポンプ漏電	—
異常高水位	1	
シーケンサ故障	—	
水位計故障	—	
停電	0	
S C 故障	—	

No.1ポンプ故障	0	
	No.2ポンプ故障	0
	No.1ポンプ漏電	—
	No.2ポンプ漏電	—
異常高水位	0	
シーケンサ故障	—	
水位計故障	—	
停電	0	
S C 故障	—	

No.1ポンプ故障	0	
	No.2ポンプ故障	0
	No.1ポンプ漏電	—
	No.2ポンプ漏電	—
異常高水位	0	
シーケンサ故障	—	
水位計故障	—	
停電	0	
S C 故障	—	

### (様式6) 運転状況一覧表[電流値]

令和 年 月度

## マンホールポンプ場等その〇

### (様式7) 運転状況一覧表[絶縁抵抗値]

令和 年 月 度

## マンホールポンプ場等その〇

(様式8)

## マンホールポンプ場等日常点検記録簿

ポンプ場名 :				機場No.
点検日 : 令和 年 月 日 ( )				点検者
点検時刻 : : ~ :				

測定項目	測定結果			判定基準	判定	
電源電圧	200V V	100V V	24V V	202±20V、101±6V 24V±2V	良・( )	
運転時間	時間		時間	大幅な偏りのないこと		
運転電流値	1号	A	A	定格値以下		
		MΩ		1MΩ以上		

区分	点検内容	点検方法	判定基準・内容	判定
マンホール	悪質下水の確認	目視	異常汚水の流入がないこと	良・( )
	危険性ガスの有無	測定器	確認されないこと	良・( )
	鉄蓋の開閉状態、損傷、摩耗	目視	異常、損傷がないこと	良・( )
	マンホール内の異物、浮遊物、堆積物	目視	引切り、異物除去等行うこと	良・( )
	槽内配管、ガイドパイプの外観状態	目視	異常、損傷、発錆のないこと	良・( )
	動力、制御、水位計ケーブルの状態	目視	ねじれ、損傷、劣化のないこと	良・( )
	流入バッフルの状態	目視	ごみの付着がないこと	良・( )
	マンホール接続部の状態	目視	管口、目地から漏水がないこと	良・( )
	ステップの取付状態	目視	腐食、がたつきがないこと	良・( )
	マンホール内の高圧洗浄清掃の実施		(前回 月実施 : 今回 実施済・未実施 )	
ポンプ	運転時のポンプ、逆止弁状態	運転	振動、異常音、逆流のないこと	良・( )
	ポンプ揚水状況	運転	正常であること	良・( )
	着脱装置の状態	目視	漏れ等ないこと	良・( )
	ポンプ吊上チェーンの状態	目視	ねじれ、損傷、発錆がないこと	良・( )
水位計	水位計の設置状態	目視	正常な位置であること	良・( )
	水位計の動作状況	目視	運転水位が正常であること	良・( )
	気泡式水位計の気泡発生状況	目視	ダイアフラムに異常のないこと	良・( )
	フロートスイッチ(バックアップ)の動作	強制作動	正常なバックアップ運転をすること	良・( )
制御盤	制御盤の設置状態	目視	がたつき、損傷、発錆	良・( )
	制御盤の内部状態(端子部など)	目視	埃、結露、発錆、異臭がないこと	良・( )
	各表示灯の点灯状態	目視	点灯すること、球切れは交換	良・( )
	遮断器、電磁開閉器の作動状態	動作確認	接点部の変色、劣化がないこと	良・( )
	漏電遮断器の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・( )
	保護リレーの作動状態	動作確認	正常動作すること	良・( )
	自動通報装置の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・( )

## 特記事項

酸 素 %

温 度 °C

一酸化炭素 ppm

硫化水素 ppm

総合判定 : 良 要注意 要対応

## マンホールポンプ場等定期点検記録簿

ポンプ場名 :

機場No.

点検日 : 令和 年 月 日 ( )

点検者代表

印

点検時刻 : : ~ :

作業人員 計 名

交通誘導員 名

測定項目	測定結果			判定基準	判定
電源電圧	200V		100V	24V	202±20V、101±6V 24V±2V
	V	V	V		
運転時間		時間		時間	大幅な偏りのないこと
運転回数	1号	回	2号	回	大幅な偏りのないこと
運転電流値		A		A	定格値以下
制 絶 御 抵 抗 値	電路 A  から 引込開閉器盤 制御盤主幹 ブレーカー	R-E S-E T-E R-S S-T T-R	MΩ	1MΩ以上	良・( )
			MΩ	1MΩ以上	良・( )
			MΩ	1MΩ以上	良・( )
			MΩ	1MΩ以上	良・( )
			MΩ	1MΩ以上	良・( )
			MΩ	1MΩ以上	良・( )
	電路 B  制御盤内	R-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		S-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		T-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
	電路 C  1号ポンプ	U-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		V-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		W-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
	電路 D  2号ポンプ	U-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		V-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		W-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
	電路 E  制御回路	X-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		Y-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
ボ 絶 ン 抵 抗 値	1号ポンプ	U-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		V-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		W-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
	2号ポンプ	U-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		V-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
		W-E	MΩ	1MΩ以上	良・( )
特記事項					

## (様式9-2)

注)項目は案であり、変更する可能性あり

測定項目	ポンプ		水位計(スパン0 ~ m)	
	1号	2号	F4(2台目ON水位)	cm(%)
30cm低下時間	秒	秒	F3(1台目ON水位)	cm(%)
羽根車クリアランス	mm	mm	F2(2台目OFF水位)	cm(%)
水位計ゼロ点出力	V	調整後	V	F1(1台目OFF水位) cm(%)

区分	点検内容	点検方法	判定基準・内容	判定
マンホール	悪質下水の確認	目視	異常汚水の流入がないこと	良・( )
	危険性ガスの有無	測定器	確認されないこと	良・( )
	鉄蓋の開閉状態、損傷、摩耗	目視	異常、損傷がないこと	良・( )
	マンホール内の異物、浮遊物、堆積物	目視	引切り、異物除去等行うこと	良・( )
	槽内配管、ガイドパイプの外観状態	目視	異常、損傷、発錆のないこと	良・( )
	動力、制御、水位計ケーブルの状態	目視	ねじれ、損傷、劣化のないこと	良・( )
	流入バッフルの状態	目視	ごみの付着がないこと	良・( )
	マンホール接続部の状態	目視	管口、目地から漏水がないこと	良・( )
	ステップの取付状態	目視	腐食、がたつきがないこと	良・( )
マンホール内の高圧洗浄清掃の実施				(前回 月実施 : 今回 実施 濟)
ポンプ	ポンプ外観	目視	損傷、塗装の錆、剥離がないこと	良・( )
	羽根車の状態	目視	摩耗、異物等絡み付きがないこと	良・( )
	潤滑油の状態(量、浸水、色)	抜取り 交換	No.1 廃油量 ℥ 純油量 ℥ 色( ) No.2 廃油量 ℥ 純油量 ℥ 色( )	
	浸水検知室の状態(量、浸水、性状)	内部点検	No.1 No.2	良・( )
	運転時のポンプ、逆止弁状態	運転	振動、異常音、逆流のないこと	良・( )
	着脱装置の状態	目視	接触面の摩耗がなく、漏れのないこと	良・( )
	ポンプ揚水状況	運転	正常であること	良・( )
	ポンプ吊上チェーンの状態	目視	ねじれ、損傷、発錆がないこと	良・( )
水位計	水位計の設置状態	目視	正常な位置であること	良・( )
	水位計の動作状況	目視	運転水位が正常であること	良・( )
	投込み式水位計センサー部の状態	引上げ	ベロフラムの変形等ないこと	良・( )
	気泡式水位計の気泡発生状況	目視	ダイアフラムに異常のないこと	良・( )
	フロートスイッチ(バックアップ)の動作	強制作動	正常なバックアップ運転をすること	良・( )
制御盤	制御盤の設置状態	目視	がたつき、損傷、発錆	良・( )
	制御盤の内部状態(端子部など)	目視	埃、結露、発錆、異臭がないこと	良・( )
	各表示灯の点灯状態	目視	点灯すること、球切れは交換	良・( )
	遮断器、電磁開閉器の作動状態	動作確認	接点部の変色、劣化がないこと	良・( )
	漏電遮断器の作動状態	動作確認	正常動作すること	良・( )
	保護リレーの作動状態	動作確認	正常動作すること	良・( )
	自動通報装置の各種通報試験	動作確認	正常に通報されること	良・( )

## 特記事項

酸素 %  
 温度 °C  
 一酸化炭素 ppm  
 硫化水素 ppm

総合判定 : 良 要注意 要対応

(様式9-3)

## マンホールポンプ設備健全度判定表

ポンプ 設備	形式	1号機: 2号機:	(設置年) (設置年)	口径	mm
				吐出水量	m <sup>3</sup> /min
				全揚程	m

注)項目は案であり、変更する可能性あり

## 【1号機】

確認 部位	確認 部品	確認項目	確認内容			健全度
			劣化現象	健全度	有無	
部位 全体	動作不良	無	5			
		軽度な異常の動作・振動・異音あり	3.5			
		重度な異常の動作・振動・異音あり(修繕要)	2			
		故障中	1			
	鋳・腐食	劣化無し	5			
		点鋳、もらい鋳(1/3未満)	4			
		表面鋳(1/3以上)	3			
		腐食	2			
	損傷または 変形	無	5			
		変形(修繕可)	3			
		損傷(修繕不可)	2			
	潤滑油・浸 水検知室の 状態	正常	5			
		浸水あり	3.5			
		汚水置換	2			
	絶縁抵抗値	$\geq 100M\Omega$	5			
		$100M\Omega \sim 10M\Omega$	4			
		$10M\Omega \sim 1M\Omega$	3			
		$1M\Omega$ 未満	2			
	電流値	定格値以下	5			
		定格値超過	2			
	経過時間	15年未満				
		25年未満				
		25年以上				
備考						

## 【2号機】

確認 部位	確認 部品	確認項目	確認内容			健全度
			劣化現象	健全度	有無	
部位 全体	動作不良	無	5			
		軽度な異常の動作・振動・異音あり	3.5			
		重度な異常の動作・振動・異音あり	2			
		故障中	1			
	鋳・腐食	劣化無し	5			
		点鋳、もらい鋳(1/3未満)	4			
		表面鋳(1/3以上)	3			
		腐食	2			
	損傷または 変形	無	5			
		変形(修繕可)	3			
		損傷(修繕不可)	2			
	潤滑油・浸 水検知室の 状態	正常	5			
		浸水あり	4			
		汚水置換	2			
	絶縁抵抗値	$\geq 100M\Omega$	5			
		$100M\Omega \sim 10M\Omega$	4			
		$10M\Omega \sim 1M\Omega$	3			
		$1M\Omega$ 未満	2			
	電流値	定格値以下	5			
		定格値超過	2			
	経過時間	15年未満				
		25年未満				
		25年以上				
備考						

(様式10)

点検作業確認リスト

令和 年 月度

## マンホールポンプ場等その〇

(様式11)

# 異常箇所報告書

令和 年 月 度

### マンホールポンプ場等その〇

(様式12)

緊急対応報告書

令和 年 月度

### マンホールポンプ場等その〇

(様式13)

マンホールポンプ場等 その〇

委託市町村		下水道公社					維持管理業者		整理番号
課長	担当	支社長	所長	副所長・係長	係員	担当	総括	担当	

## 事故・故障報告書（速報・詳報）

令和 年 月 日

マンホールポンプ場名			地 域 名					
設 備 名			メー カー・規 格					
			製 造 年 月					
発 生 日 時	令和 年 月 日 ( ) 時 分							
復 旧 日 時	令和 年 月 日 ( ) 時 分							
事 故 ・ 故 障 の状況								
発 生 の 原 因								
対 応 内 容  〔作業者、作業に 掛かった時間、 使用機器等を 記載すること〕								
事 故 ・ 故 障 による 影 響 ・ 被 害								
現 在 の 状 況	修理完了・応急復旧・停止(故障)中							
報 道 等 の 発 表								
公 社 指 示 事 項								
備 考								

## 発電機使用簿

使用年月日	令和 年 月 日( ) ~ 令和 年 月 日( )	
使用場所	No〇〇 △△△ポンプ場 ポンプ出力〇〇kW	
使用理由	〇月〇日 〇時~〇時中部電力工事停電のため	
使用発電機	<input type="checkbox"/> 安曇野市所有	<input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 自社
	<input type="checkbox"/> 日本車輛 45kVA	<input type="checkbox"/> 〇〇kVA
	<input type="checkbox"/> 日本車輛 25kVA	
	<input type="checkbox"/> 日本車輛 25kVA	
	<input type="checkbox"/> やまびこ 15kVA	
	<input type="checkbox"/> やまびこ 15kVA	
	<input type="checkbox"/> デンヨー 13kVA	
	<input type="checkbox"/> ホンダ 4.5kVA	
出庫日時	令和 年 月 日( ) 時	令和 年 月 日( ) 時
出庫場所	〇〇〇	〇〇リース(株)
返却日時	令和 年 月 日( ) 時	令和 年 月 日( ) 時
返却場所	〇〇〇	〇〇リース(株)
接続ケーブル返却確認	<input type="checkbox"/> 制御盤内に返却	
残油量	ガソリン	リッル
	軽油	リッル
備 考	* 安曇野市所有分については、動作状態を確認し、不具合がある場合は報告のこと。 <input type="checkbox"/> 該当する場合✓	

(様式15)

協議記録(□委託市町村・□下水道公社・□維持管理業者)

□内に協議した団体をチェック

委託市町村(甲)			下水道公社(乙)					維持管理業者(丙)		
課長	係長	担当	支社長	所長	副所長	係長	係員	総括	副総括	担当

※ それぞれの団体別に決裁をとる

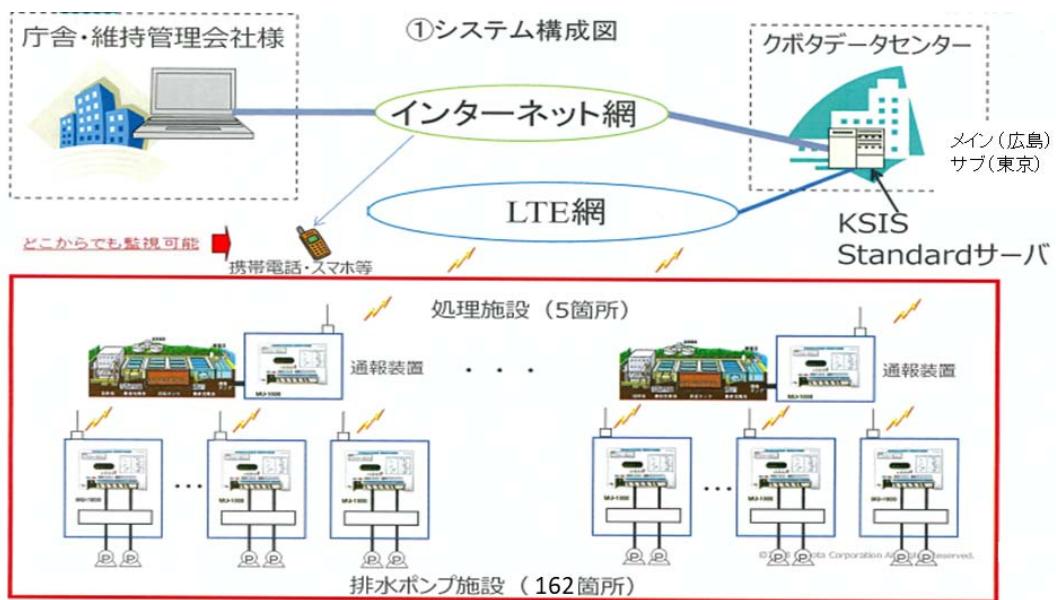
※ 協議事項の項目の後に、協議の関係を記載のこと(例:甲→乙)

## 別記1

## 緊急時の対応方法

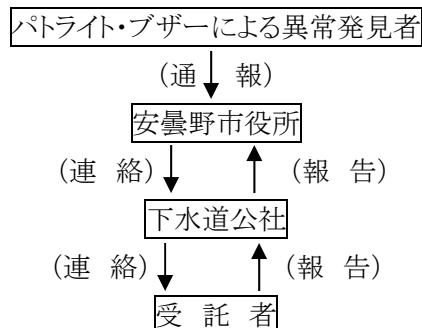
## 1 安曇野市広域監視装置による対応方法(マンホールポンプ場)

- (1) 受託者は、通報端末(携帯電話)を常時携帯し、通報があった場合は速やかに対応するものとする。
  - (2) 通報があった場合は、対応方法について電話又はメールにより監督員と協議をするとともに、対応後はその結果を監督員に報告するものとする。
  - (3) 安曇野市広域監視装置のシステム構成図を以下に示す。



## 2 パトライト・ブザーによる対応方法(集落ポンプ場・室内ポンプ場)

- (1) 受託者は、携帯電話を常時携帯し、通報があった場合は速やかに対応するものとする。
  - (2) 通報があった場合は、対応方法について電話又はメールにより監督員と協議をするとともに、対応後はその結果を監督員に報告するものとする。
  - (3) パトライト・ブザーにより異常が発見された場合の連絡系統を以下に示す。



## 別記2

### 安曇野市マンホールポンプ場等における停電時の発電機対応要領

安曇野市のマンホールポンプ場等の停電時の発電機対応は、下記により実施するものとする。

#### 1 発電機の使用について

発電機の使用は、停電時の対応として公益財団法人長野県下水道公社(以下「公社」という。)とマンホールポンプ場等維持管理業務委託の受託者(以下「受託者」という。)が協議の上決定するものとし、使用にあたっては、別添「発電機使用簿」(以下「使用簿」という。)を作成し、月例報告時に安曇野市長に提出するものとする。

#### 2 安曇野市所有の発電機について

- (1) 安曇野市は停電時対応として市が所有する以下の発電機を公社及び受託者に貸与するものとし、公社及び受託者は次の使用手順により適正に使用するものとする。
- ① 使用について公社と受託者で協議を行う。
  - ② 使用前の点検及び往復の運搬積み卸し作業並びにケーブル接続作業、発電機の運転作業は、維持管理業務の範囲とし受託者が行うものとする。
  - ③ 燃料の注文は公社が行うものとし、給油の時期については受託者から公社へ前もって連絡を行うものとする。なお、使用中に燃料の補給が必要になった場合は、公社が契約するスタンドがローリー等で現場へ運搬し給油するものとする。

安曇野市が所有する発電機の種類・型式・仕様等				
① 日本車輛(株)	NES45TY3	45kVA	乾燥重量	1,025kg
② 日本車輪(株)	NES25TK	25kVA	乾燥重量	645kg
③ 日本車輪(株)	NES25TK	25kVA	乾燥重量	645kg
④ (株)やまびこ	DGM150BMK	15kVA	乾燥重量	405kg
⑤ (株)やまびこ	DGM150BMK	15kVA	乾燥重量	405kg
⑥ デンヨー(株)	TLG-13ESY	13kVA	乾燥重量	457kg
⑦ 本田技研工業(株)	ET4500	4.5kVA	乾燥重量	77kg

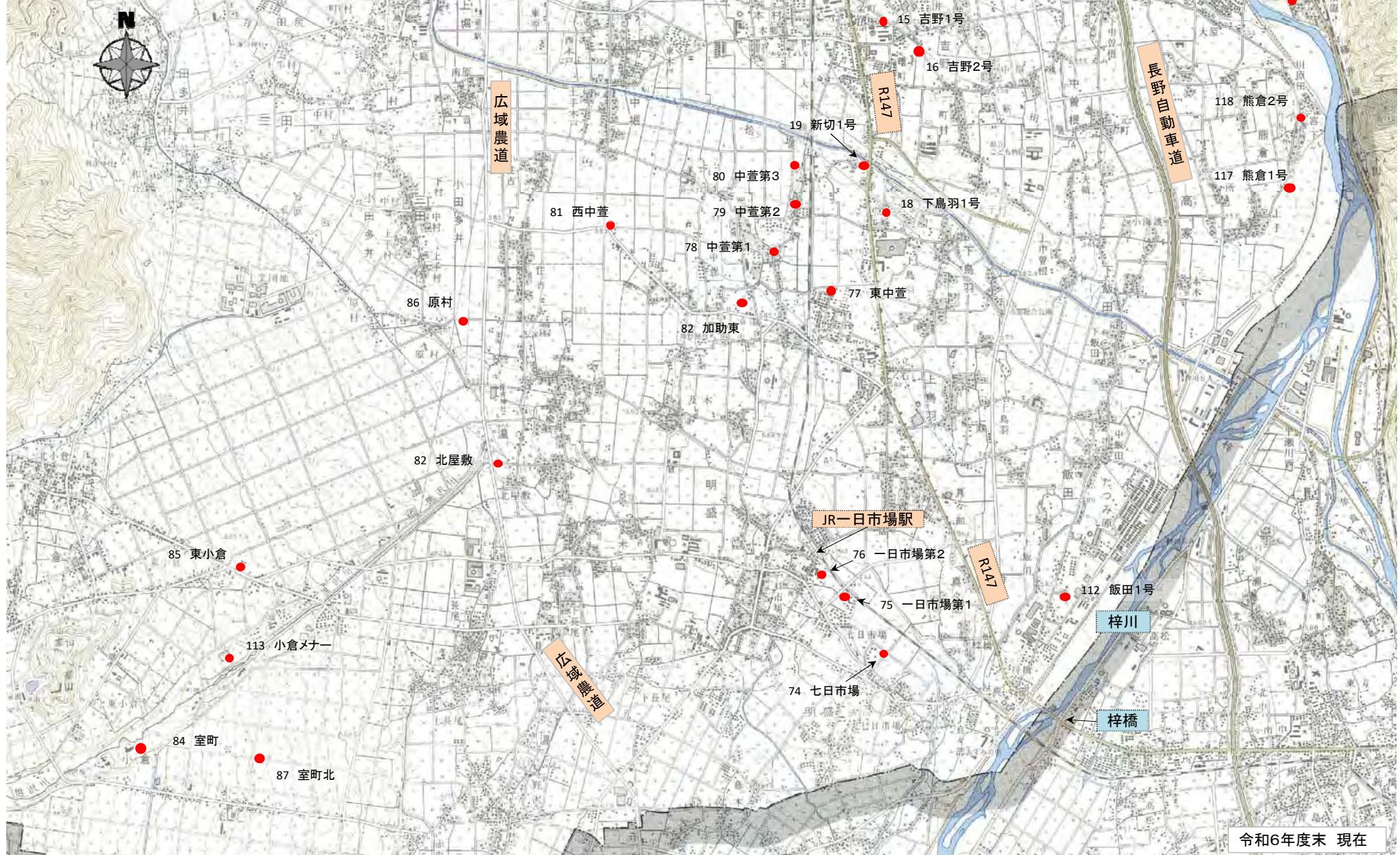
- (2) 使用後、受託者は使用簿を作成し公社へ提出するものとする。

#### 3 安曇野市所有以外の発電機について

- (1) 安曇野市が所有する発電機以上の容量又は台数が必要なときは、公社と受託者が協議の上、その発電機の調達は受託者が行うものとする。  
その発電機の賃料、運搬費及び燃料費は公社が負担するものとし、公社と受託者が協議の上、金額を決定するものとする。
- (2) 使用後、受託者は使用簿を作成し公社へ提出するものとする。

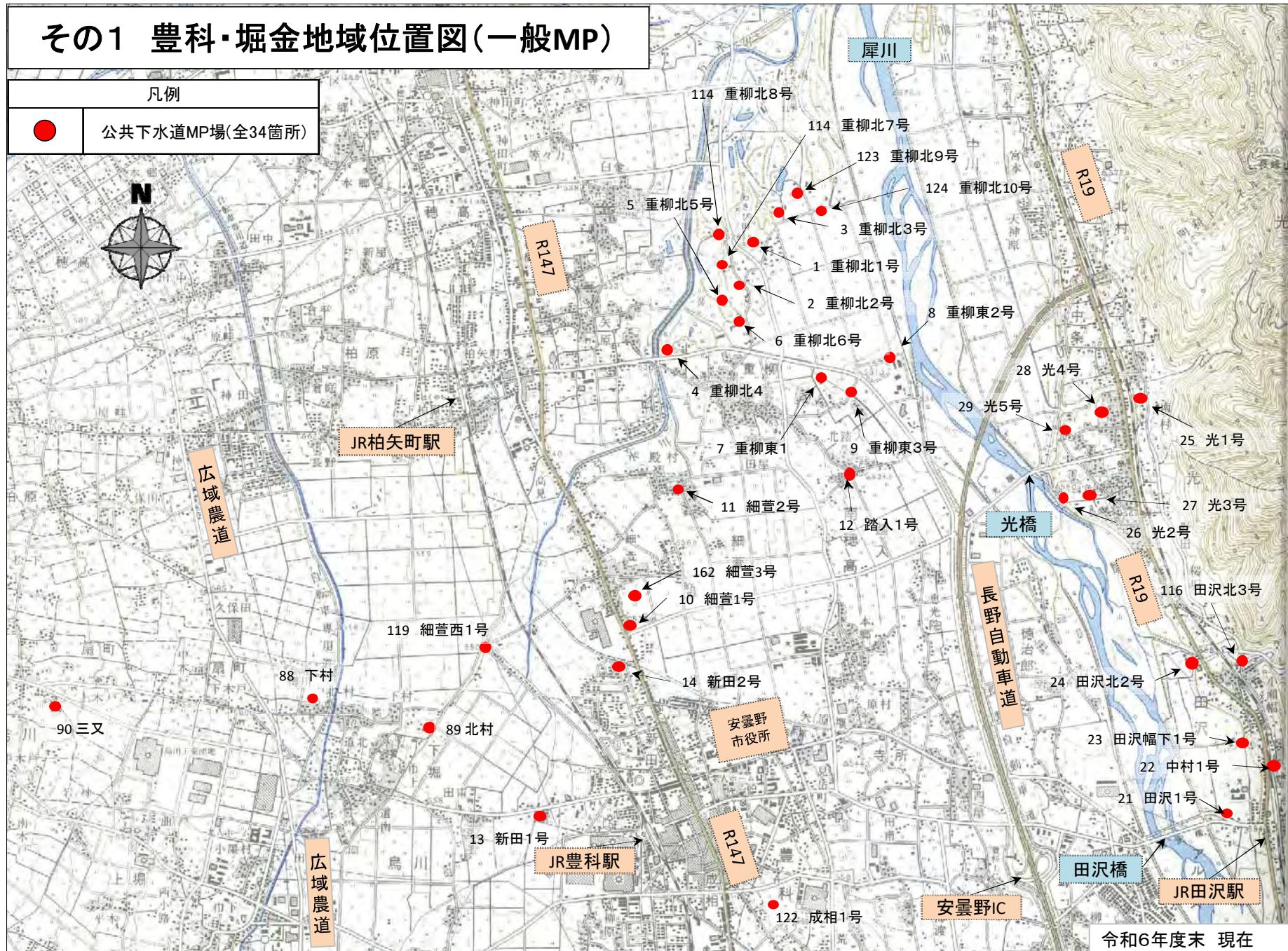
# その1 豊科・三郷地域位置図(一般MP)

凡例
● 公共下水道MP場(全24箇所)



# その1 豊科・堀金地域位置図(一般MP)

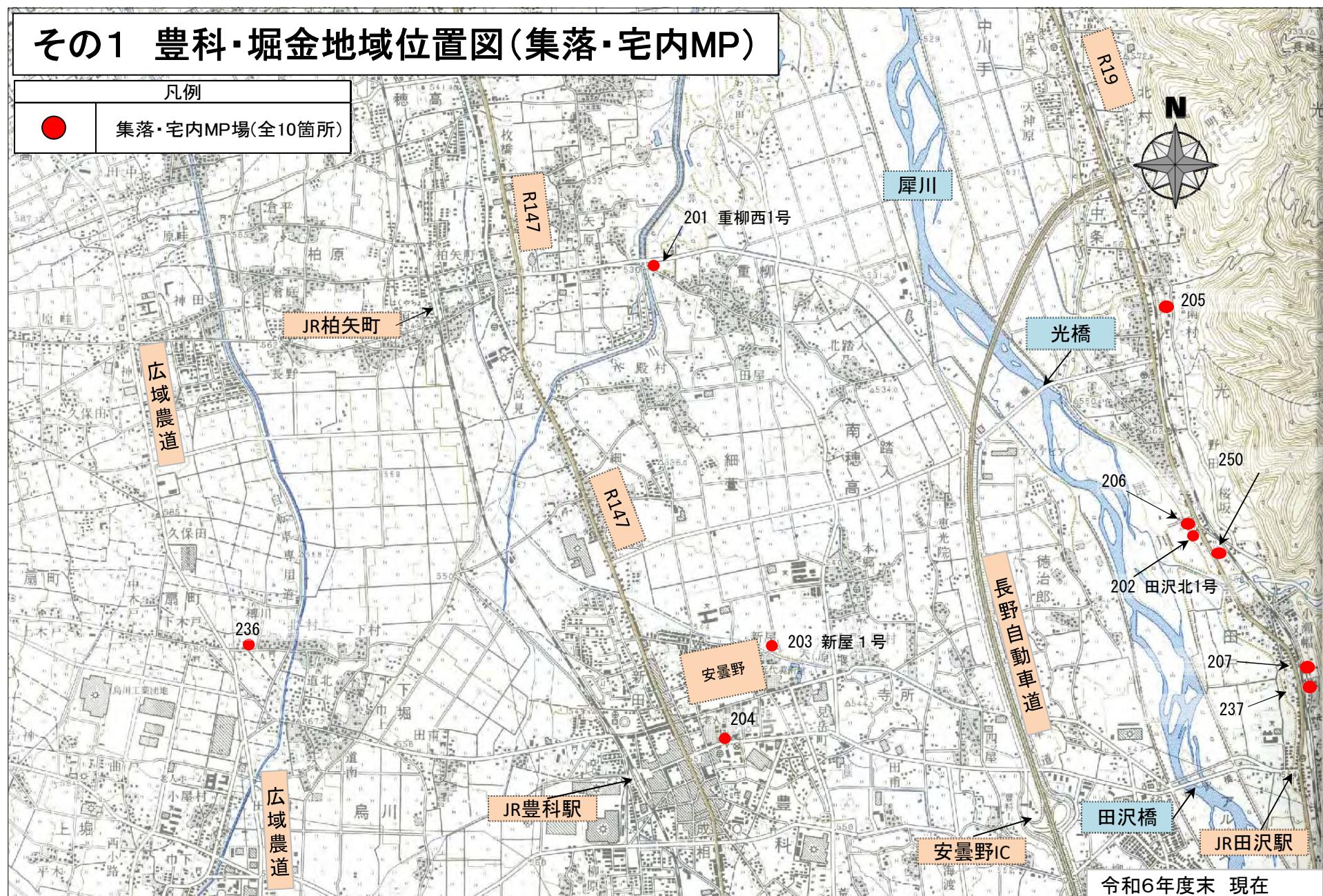
凡例	
	公共下水道MP場(全34箇所)



令和6年度末 現在

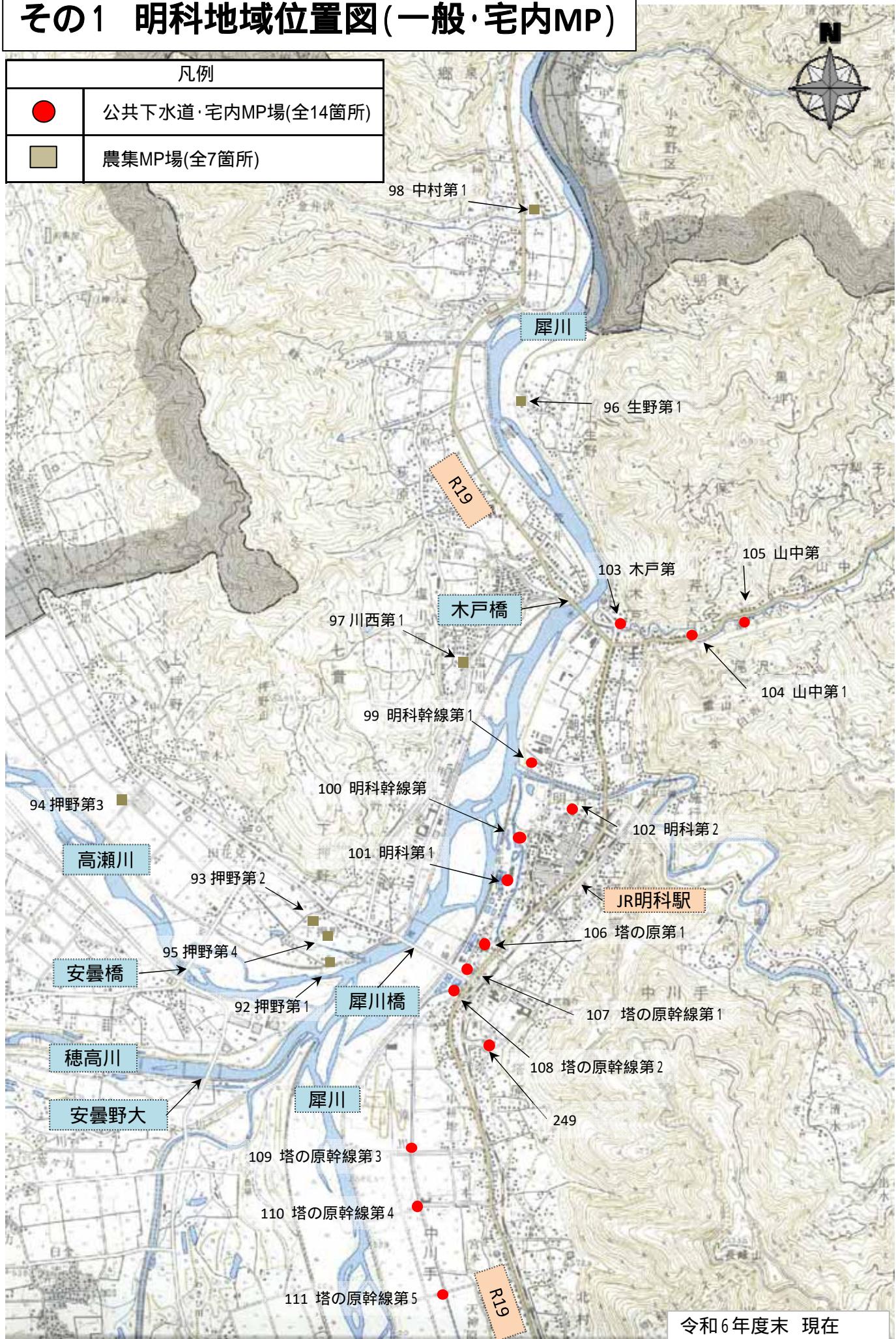
# その1 豊科・堀金地域位置図(集落・宅内MP)

凡例	
	集落・宅内MP場(全10箇所)



# その1 明科地域位置図(一般・宅内MP)

凡例	
<span style="color:red;">●</span>	公共下水道・宅内MP場(全14箇所)
<span style="background-color:#8B8B5B; border:1px solid black; display:inline-block; width:15px; height:15px;"></span>	農集MP場(全7箇所)



令和6年度末 現在